

## 平成17年度の年金額の物価スライドについて

平成12～14年度は、特例法により、年金額を据え置き。(累積 1.7%)

平成15～16年度は、特例法により、平成14～15年分の物価下落分(累積 1.2%)を改定。

平成16年年金改正法の経過措置に基づき、物価スライド特例水準(平成12～14年度の累積 1.7%分を据え置いている水準)が、改正後の規定により計算された年金額を上回る間は、特例水準の年金額を支給することとされた。(その間は、特例水準の年金額を維持し、物価が上昇した場合でも引上げを行わないこととし、これにより1.7%の特例措置分を解消することとされた。)

ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げ。

(平成16年年金改正法附則7条、27条)

概算要求時 平成16年度の消費者物価下落率 0.2%(見込み、本年1月の政府経済見通し)で要求

今年の1～10月までの実績値 0.1%(前年同期比)

平成16年の消費者物価指数は 0.2～+0.1%程度となる見込み

現在、実績が出ているのは、全国は10月まで、東京都区部は11月(前月比+0.6%)まで。全国の1年間の実績は、12月末までの実績の出る平成17年1月末に確定。

### <方針>

平成17年度の年金額の改定については、平成16年年金改正法に基づき、平成16年1年分の物価変動分(0.2～+0.1%の見込み。平成17年1月末に確定。)のみによる改定とする。(ただし、物価が上昇した場合には据え置き。)

平成15～16年度における特例法による対応と実質的に同じ。

1.7%の特例措置分については、物価が上昇した場合の年金額の改定の中で、解消することとなる。

(参考1)物価の動向(全国消費者物価指数)

(平成12～14年度は年金額等を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年1～10月
前年比(%)	0.3	0.7	0.7	0.9	0.3	0.1
	特例措置分累積 1.7			15年度に マイナス スライド を実施	16年度に マイナス スライド を実施	

(参考2)賃金の動向(毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上・調査産業計))(前年比%)

	12年	13年	14年	15年	16年 1～9月	16年		
						1～3月	4～6月	7～9月
きまって支給する給与	0.5	1.1	1.6	0.5	0.4	0.2	0.4	0.4
給与総額	0.1	1.5	2.9	0.8	1.0	1.7	1.1	0.2

(注)給与総額にはボーナスを含む

《物価スライドによる引下げを行った場合の年金額と減額幅》

(1月当たり)	平成16年度	0.1% の場合	0.2% の場合
国民年金 〔 老齢基礎年金:1人分 〕	66,208円	66,142円 ( 66円)	66,075円 ( 133円)
国民年金 〔 老齢基礎年金:夫婦2人分 〕	132,416円	132,284円 ( 132円)	132,150円 ( 266円)
厚生年金 〔 夫婦2人分の基礎年金を 含む標準的な年金額 〕	233,300円	233,058円 ( 242円)	232,825円 ( 475円)